

## 沖縄県北部医療組合事務局に関する条例

令和5年4月1日条例第3号

沖縄県北部医療組合事務局に関する条例をここに公布する。

### 沖縄県北部医療組合事務局に関する条例

(設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、沖縄県北部医療組合に事務局を置く。

(委任)

**第2条** 事務局の設置に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。